

# ○久留米大学障がい学生支援に関する基本方針

〔平成30年4月〕  
学長決裁

## 1 基本理念

久留米大学は修学を希望する全ての学生に対し、障がいの有無にかかわらず修学の機会を提供します。そのために障がいのある学生に対して合理的配慮をもとにした修学支援や自立及び社会参加へ向けての支援を行います。久留米大学の教職員は障害者基本法、国連・障害者の権利に関する条約及び障害者差別解消法等の法律を遵守し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に学ぶ環境を整えるようつとめます。

## 2 基本方針

### (1) 機会の確保

本学に在籍する障がいのある学生が、障がいのない学生と等しく修学する機会を確保します。

### (2) 合理的配慮

本指針での合理的配慮とは、障がいのある学生が、他の学生と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために個別に大学が適切な調整を行うことを指します。合理的配慮は高等教育の本質や評価基準の変更を伴わない範囲で行われることとします。

### (3) 支援対象者と支援対象活動

本指針での支援対象者は久留米大学、久留米大学大学院に入学を希望する者及び在籍中の学生等のうち、障がい並びに社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生とします。支援対象の活動は、授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項、就職等自立及び社会参加に関する活動とします。

### (4) 支援体制

支援対象活動にかかわる全ての部署が支援を行います。久留米大学では、本学学生の生活、修学及び進路に関する総合的な学生支援を行い、充実した学生生活の実現に寄与することを目的として学生支援室を設置しています。支援の提供にあたっては、学長のもと学生支援室が主体となり関係部署との協働・連携体制をとります。

### (5) 支援の決定及び合意形成

支援方針や支援内容は、障がいのある学生のニーズに基づき、関連する部署や担当者が相談の上、合理的配慮のもと、個別に決定します。障がいのある学生の意思表示がない場合であっても、教職員は適切な機会を通じて対話を働きかける等、当該学生がニーズの申出を行いやすい環境を提供します。支援内容の決定にあたっては、当該学生と十分な合意形成・共通理解を得て行います。当該学生が単独で意思を表明することが困難

な場合には、大学は当該学生や保証人が意向を表明できるよう支援し、その合意形成を図るようにします。

(6) 紛争に関する相談体制

支援を受けている学生が、大学等から不当な差別的取扱いを受けている、又は、合理的配慮を含む障がい学生支援の内容やその決定過程に対して不服があると訴えることがあります。このような場合には、当該学生の申出を受け、学生支援室運営委員会において協議し、問題の解決及び紛争への発展の防止を図ります。同委員会で問題が解決しない場合には、学長は事案ごとに久留米大学学生支援に関する紛争調停委員会を設置し、中立的な立場で紛争の解決にあたります。また、学生支援室は、学生が学外の公的相談窓口等を利用するために必要な情報提供を行います。

(7) 教職員を対象とした研修

障がい学生支援に関する組織的な研修、教職員に対する研修を実施します。

附 則

- 1 この基本方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本方針での「障害」表記は法制度名称や医学的診断に対して用いる。「障がい」表記は人に対して用いる。

附 則

この基本方針は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。